

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	14-2
処分の種類	犬猫販売業者に対する犬猫等の検案書又は死亡診断書の提出命令			
根拠法令条例等・条項	動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6第3項			
処分の概要	犬猫販売業者に対する犬猫等の検案書又は死亡診断書の提出命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ○動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6第3項 (犬猫等の個体に関する帳簿の備付け等) 第22条の6 3 都道府県知事は、犬猫等販売業の所有する犬猫等に係る死亡の事実の発生の状況に照らして必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、犬猫等販売業者に対して、期間を指定して、当該指定期間内にその所有する犬猫等に係る死亡の事実が発生した場合には獣医師による診療中に死亡したときを除き獣医師による検案を受け、当該指定期間が満了した日から30日以内に当該指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬猫等の検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			